

告示

埼玉県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
むらかみ歯科医院	事業所所在地	草加市手代町三九〇―一	草加市手代三―二一―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム安誠園	事業者所在地	桶川市川田谷四九四八―一	桶川市若宮一―五―二	短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所生活介護
介護老人保健施設ケアステーション所沢	事業所名称	老人保健施設ケアステーション所沢	介護老人保健施設ケアステーション所沢	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護

ヘルパー ステーション 薫風園	介護老人福祉施設 ウエルハーネス上 尾		マコト	介護老人保健施設 薫風園		介護老人保健施設 飯能リハビリ館	本庄デイ・サービ スセンター
事業者名	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業所 名	事業所 所在地	事業所 名	事業者 所在地
毛呂病院 社会福祉法人	上尾市向山八 五	上尾市向山八 五	入間市宮寺四 二二一―一	老人保健施設 薫風園	入間郡毛呂山 町毛呂本郷三 八	老人保健施設 飯能リハビリ 館	桶川市川田谷 四九四八―一
社会福祉法人 埼玉医療福祉 会	上尾市向山一 ―一四―七	上尾市向山一 ―一四―七	入間市狭山台 六一―二二―一 六	介護老人保健 施設 薫風園	入間郡毛呂山 町毛呂本郷字 沢又六九一	介護老人保健 施設飯能リハ ビリ館	桶川市若宮一 ―五―二
訪問介護	短期入所生活介護 介護老人福祉施設		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	介護予防短期入所 療養介護	介護予防通所リハ ビリテーション 介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテ ーション	介護予防短期入所 療養介護 介護予防通所リハ ビリテーション 介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテ ーション	通所介護

本庄東地域包括支援センター 安誠園		在宅介護支援センター 安誠園	訪問介護サービス の花		ケアステーション ゆずり葉	
事業所名	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地
本庄地域包括支援センター 安誠園	桶川市川田谷 四九四八―一	桶川市川田谷 四九四八―一	草加市手代町 一〇〇九―一	草加市手代町 一〇〇九―一	草加市苗塚町 三九四―一	草加市苗塚町 三九四―一
本庄東地域包括支援センター 安誠園	桶川市若宮一 一五―二	桶川市若宮一 一五―二	草加市手代二 一七―一七	草加市手代二 一七―一七	草加市北谷一 一二二―一	草加市北谷一 一二二―一
介護予防支援		居宅介護支援	訪問介護		訪問介護	